

# 広島市ポリ塩化ビフェニル廃棄物適正管理指導要綱

制 定	平成15年12月22日
改 正	平成23年 5月13日
改 正	平成25年 7月26日
改 正	平成26年 5月 2日
改 正	平成27年 3月13日
改 正	平成28年 8月 1日
改 正	令和 3年 3月17日

## (目 的)

**第1条** この要綱は、ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）廃棄物に関し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号。以下「法」という。）で定めるもののほか、紛失防止等に必要な事項を定め、適正な管理の推進を図ることを目的とする。

## (定 義)

**第2条** この要綱において使用する用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) PCB廃棄物とは、廃PCB、PCBを含む廃油又はPCBが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された物が廃棄物となったもので、別表に示すものをいう。ただし、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令（平成13年政令第215号）第1条で定めるものを除く。
- (2) PCB使用製品とは、今後PCB廃棄物となる使用中の製品をいう。
- (3) 保管事業者とは、市内の事務所又は事業場において、PCB廃棄物を保管している事業者をいう。

## (保管事業者に対する指導)

**第3条** 市長は、保管事業者の把握に努め、保管事業者に対してはPCB廃棄物の紛失、PCBの飛散及び流失等が起こらないよう、適正な管理を指導するものとする。

## (保管状況の届出)

**第4条** 新たにPCB廃棄物を保管した保管事業者は、PCB廃棄物及びPCB使用製品の保管状況等について様式第1号(1)による届出書を市長に提出するものとする。

- 2 保管事業者は、保管中のPCB廃棄物の内容等に変更があったときは、様式第1号(2)による届出書を市長に提出するものとする。
- 3 保管事業者は、保管中のPCB廃棄物を処分したときは、様式第1号(3)による届出書を市長に提出するものとする（法第10条第2項（法第15条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による届出を市長に提出する場合を除く。）。

4 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則（平成13年環境省令第23号）様式第4号備考11の「都道府県知事が必要と認める書類」は、PCB廃棄物処分委託契約書の写しとする。

（特別管理産業廃棄物管理責任者の設置及び変更の届出）

第5条 保管事業者は、廃棄物処理法第12条の2第8項に規定する特別管理産業廃棄物管理責任者を新たに設置し、又は変更した場合は、様式第2号による届出書を市長に提出するものとする。

（紛失時の届出）

第6条 保管事業者は、保管中のPCB廃棄物を紛失したときは、直ちに紛失の状況について調査し、紛失したPCB廃棄物の回収に努め、紛失の再発防止のための対策を講じるとともに、様式第3号による届出書を市長に提出するものとする。

（事故時の届出）

第7条 保管事業者は、保管中のPCB廃棄物の破損、PCBの飛散及び流出等の事故が発生したときは、直ちに汚染の除去及び適正保管その他の応急措置を講じるとともに、様式第4号による届出書を市長に提出するものとする。

（立入検査）

第8条 市長は、法第25条の規定に基づき、保管事業者の立入検査を実施するものとする。

2 前項に定めるもののほか、立入検査に必要な事項は別に定める。

（委任）

第9条 この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年12月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年 5月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年 7月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年 5月 2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年 3月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年 8月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3年 3月17日から施行する。